

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正

一 政令の題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改めること。（題名関係）

二 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条第三項又は第四項の規定により行われる選挙について、署名収集の禁止期間は、法第二条の規定の適用がないものとした場合における指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員又は長の任期満了の日前六十日に当たる日から開始するものとする。（第二条関係）

三 公職選挙法第二百二十条第三項及び第二百二十一条の規定は、法第四条第二項の規定により特例市町村の議会の議員又は長の選挙及び当該特例市町村の区域を包括する特例県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しないものとする。（第三条関係）

四 議会の議員の任期満了による選挙について法第一条第三項又は第四項の規定の適用を受ける指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員の補欠選挙は、当該補欠選挙を行うべき事由が法第二条の規定の適用がなかったものとした場合における当該議員の任期が終わる前六月以内に生じたときは、行わないものとする。 (第四条関係)

第二 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部改正

政令の題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改めること。(題名関係)

第三 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。 (附則関係)